

損害保険金と税金

今年も残りわずかとなりました。今年も、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震など、災害がとても多い年となりました。

災害の影響により建物などの修理が必要になるなどして、保険金を受け取った方々も多いと思われます。今回は、損害保険金についての会計処理、税務処理をご説明致します！

★消費税の計算（法人、個人事業主）

受け取った損害保険金は、消費税の対象外となるため、消費税の計算には影響しません。一方で、修復工事などについては、消費税の課税仕入れに含めることができます。

★法人の場合（法人税）

損害保険金として受け取った金額は雑収入として、収益に計上します。また、修理などにかかった金額は費用に計上します。（保険金で代替の固定資産を取得した場合、圧縮記帳という制度により法人税の繰り延べができる場合があります）

★個人事業主の場合（所得税）

原則として所得税がかかりません。これは、受け取る金額の多少に関係なく、所得税法で税金がかからない取扱いになっています。

<事業の収益に計上しない場合（原則）>

- ・ 事業用の固定資産に対する損害についての保険金
廃棄した場合：簿価 > 保険金の場合 → 差額（簿価 - 保険金）を経費に計上する
簿価 < 保険金の場合 → 経費を計上しない
- ・ 修繕した場合：修繕費 > 保険金の場合 → 差額（修繕費 - 保険金）を経費に計上する
修繕費 < 保険金の場合 → 経費を計上しない

<事業の収益に計上する場合（例外）>

- ・ 商品や材料など、棚卸資産の損害保険金
- ・ 休業補償など、収益の補償
- ・ 必要経費に算入される金額を補てんするために受ける損害賠償金等

他にも、自宅や家財などの損害については、確定申告をして、雑損控除を受けられる場合があります。詳しくはJSKまでお問い合わせください。

詳しくは JSK まで！！